十日町市中魚沼郡医師会より 住民の皆さまへ

新型コロナウイルス感染のまん延を避けるために

都市部を中心に新型コロナウイルス感染の急速な拡大がみられ、今日本の医療は危機的な状況にあります。これは妻有地域にとっても決して対岸の火事ではありません。

妻有地域は医師も診療所も病院のベッド数も日本一少ない地域です。こうした地域で都市部のように新型コロナウイルス感染症が流行すれば、あっという間に医療が崩壊してしまうことを私達は強く危惧しています。

そうなると、本来受けられる医療を受けることができずに、救えるはずの命までも失うことになります。

今あなたの責任ある行動が、あなた自身だけでなく、あなたにとって大切な人、誰かにとって大切な人を守ることにつながります。

どうか、ご協力をお願い致します。

令和2年4月6日 十日町市中魚沼郡医師会 一同

一般社団法人 十日町市中魚沼郡医師会事務局

十日町本町2丁目226番地1

市民交流センター「分じろう」4階

電話:025-752-3606

最終更新日:令和2年4月24日

十日町中魚沼郡医師会からのお願い

あなた自身を新型コロナウイルス感染から守るために

- 緊急事態宣言出されている間は不要不急の外出を控え、旅行や出張等、 県をまたぐ移動を避けて下さい。
- 県外からご家族、親戚、知人などが妻有地域へ帰省したり、遊びにくることを控えて下さい。
- 「換気の悪い密閉空間(むんむん)」、「多くの人と密集する場所(ギュウギュウ)」、「近距離での密接した(ガヤガヤ)」を避け、こうした「3 密」が起こる、集会、会合や娯楽施設の利用、夜の外出を自粛して下さい。
- 必ず、外出時のマスク着用、帰宅直後や食事前の手洗い、うがいを行って下さい。
- 通常の会話からも感染が広がる可能性も示唆されています。職場、学校、外出時などで人との距離を2メートル以上取るように意識をして下さい。

周囲の人を新型コロナウイルス感染から守るために

- やむを得ず、県外や海外から転入された方は、必ず外出を控え、14日間は自宅で健康観察の期間を設けて下さい。
- 体温測定を毎日の日課にして下さい。そして軽度の発熱(37.0~37.4 度)があれば、3日間自宅での静養をおすすめします。さらに風邪の症状(咳、喉の痛み、鼻水、くしゃみ等)があったり、一度でも37.5 度以上の熱が出た場合は外出、出勤、登校を控え必ず自宅で症状が改善するまで療養をして下さい。
- 職場でも職員の体調の確認を毎日行い、発熱や風邪の症状がある職員を 休ませて下さい。

妻有地域の医療体制を守るために

- 発熱や風邪の症状がある場合は以下の流れ図に従って行動して下さい。
- 医療機関における院内感染防止のため、発熱や風邪の症状で受診を希望される際は必ず電話でご一報下さい。